

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月24日
 京都地方裁判所第5民事部
 裁判所書記官 阿 南 愛 香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 9日から 令和 8年 7月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月23日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月24日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 京都市右京区梅津開キ町
地 番 15番18
地 目 宅地
地 積 31.45平方メートル

2 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市右京区梅津開キ町 15番地17、15番地18、15番地19
構 造 木造瓦・スレート葺2階建
床 面 積 1階 101.98平方メートル
2階 73.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 開キ町 15番18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 21.59平方メートル
2階 16.84平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約24.90平方メートル
2階 16.84平方メートル



物件明細書

令和 8年 4月30日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 阿南愛香

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 京都市右京区梅津開キ町
地 番 15番18
地 目 宅地
地 積 31.45平方メートル

2 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市右京区梅津開キ町 15番地17、15番地18、15番地19
構 造 木造瓦・スレート葺2階建
床 面 積 1階 101.98平方メートル
2階 73.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 開キ町 15番18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 21.59平方メートル
2階 16.84平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約24.90平方メートル
2階 16.84平方メートル



令和8年(ケ)第32号

(物件1、2)

令和8年3月 2日受理

令和8年4月13日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 京都市右京区梅津開キ町
地 番 15番18
地 目 宅地
地 積 31.45平方メートル

2 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市右京区梅津開キ町 15番地17、15番地18、15番地19
構 造 木造瓦・スレート葺2階建
床 面 積 1階 101.98平方メートル
2階 73.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 開キ町 15番18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 21.59平方メートル
2階 16.84平方メートル



(その他の事項用)

その他の事項	
1 物件1の土地は、北側で建築基準法上の道路（市道）に接面している。	
2 物件2の建物は、壁と柱を共有する連棟住宅である。	
3 物件2の建物の1階の台所は増築部分である。	

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者相続財産清算人	本件建物は空き家です。

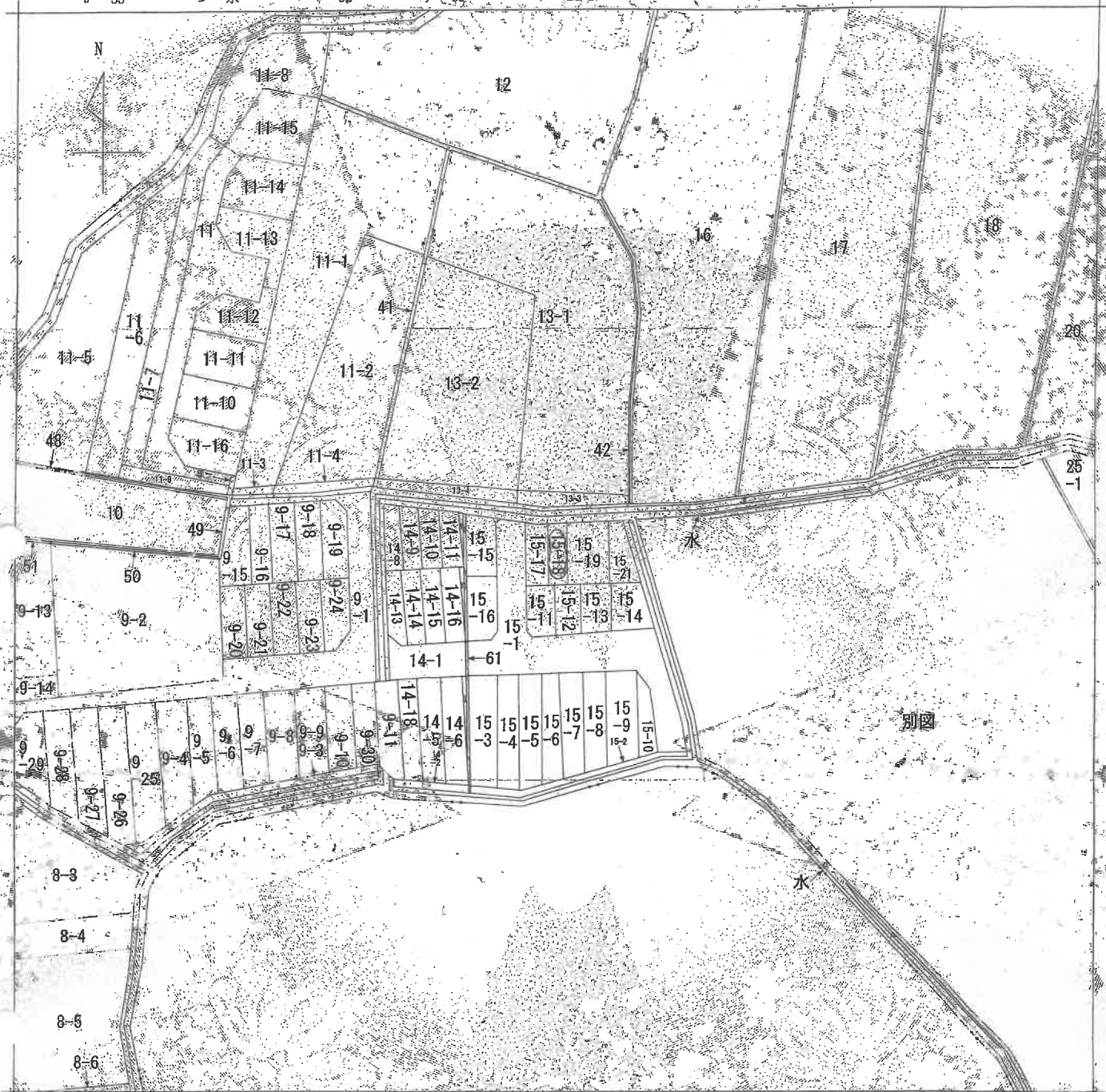
(執行官の意見用)

執行官の意見	
1 物件2の建物は、所有者が居宅（空き家）とし占有していることが認められる。	
2 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおり認定した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年3月4日 11:55-12:00	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書投函
8年3月5日 : - :	執行官室	相続財産清算人宛照会書送付
8年4月1日 14:20-14:30	物件所在地	立入調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人・解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月1日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、開錠技術者に解錠させて、建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	京都市右京区梅津開寺町		地番	15番18	
縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項		種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局嵯峨出張所管轄)

令和8年2月6日

大阪法務局北出張所

登記官

請求番号：18-4

(1/1)

146 3 11

昭和四十六年 参月 五号

作 製 年 月 日

作 請 者

申 請 人

地 積 測 量 図

地 積 15-21

15-19

15-18

15-17

15-16

15-15

15-14

15-13

15-12

15-11

15-10

15-9

15-8

15-7

15-6

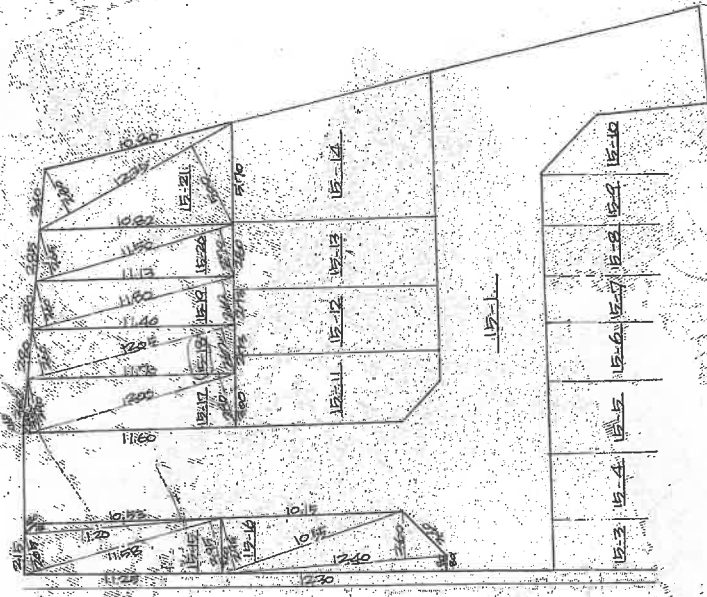
15-5

15-4

15-3

15-2

15-15	1153 x (295 + 205)	57900
	1170 x 250 =	29250
	計	87150
15-16	1240 x (260 + 100)	42160
	1055 x 295 =	31125
	計	73285
15-17	200 x 235 =	47000
	1200 x (290 + 280)	69600
	計	117200
15-18	1205 x (262 + 268)	62901
	計	62901
15-19	1180 x (262 + 268)	61158
	計	61158
15-20	1150 x (270 + 265)	61525
	計	61525
15-21	1235 x (180 + 220)	48380
	計	48380



（京都市地積測量室 玉造用紙）

箱 尺 1/3000

（シキリ地）

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

（京都市地積測量室 玉造用紙）

令和 8 年 2 月 6 日

大阪法務局北出張所

登記官

登記年月日 昭和46年6月19日

164857

承 継 者 〇〇〇

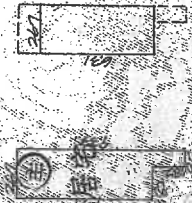
建物の用途 〇〇〇

164857

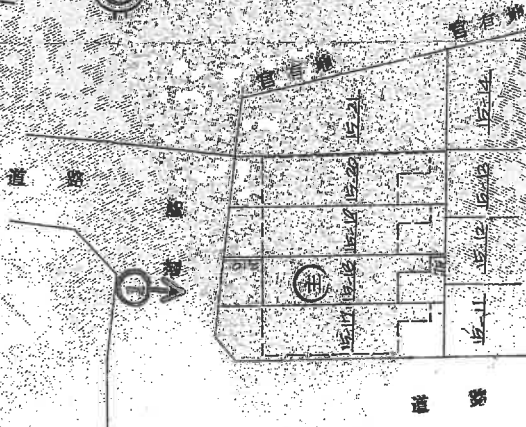
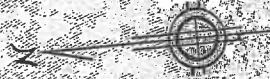
作 業 年 月 日	〇〇 〇〇 〇〇
推 定 主	〇〇 〇〇 〇〇
推 定 主	〇〇 〇〇 〇〇

昭和四十六年六月十九日

建 築 物 平 面 図



倉 庫	182	0.86	1.587
	151	2.07	20.051
			計 21.538
式 障	187	2.67	16.847
			14.864



写真撮影位置方向

縮 尺 1/3000

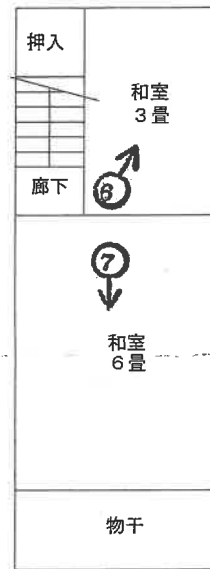
(平方メートル)

これは図面に記録されている内容と証明とは異なる。
 (京都府地方支務局印刷出版所管轄)
 令和8年2月6日 大阪支務局北出張所 登記簿

建物見取図



1 階



2 階

注) 斜線部分は増築部分を示す。

物件2



1



2



3



4



5



6



令和 8 年 (ケ) 第 32 号

令和 8 年 4 月 1 日 現地調査

令和 8 年 4 月 2 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

藤 原 陽

第1 評価額

一 括 価 格	
金	3,400,000 円
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,300,000 円
物件2 (建物)	金 2,100,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
2	(一棟の建物の表示) 所在地 構造 床面積 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同左」 (1階増築約3.31㎡あり) 1階 約 24.90 ㎡ 2階 16.84 ㎡ 延床面積 約 41.74 ㎡
番号	特記事項		
	<ul style="list-style-type: none"> ・1階 約3.31㎡増築あり。 ・縦割り型連棟住宅であり、東側及び西側の外壁は隣接建物と共有しているものと思われる。 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位置・交通	京福嵐山本線「有栖川」駅の南方・道路距離約 1.7 km (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % 準防火地域 15 m 第1種高度地区 岸辺型 建造物修景地区 遠景デザイン保全区域
画地条件	間口 約2.8 m、奥行約 11.7 mの 長方形地 地積測量図のとおり	
接面道路の状況	北側幅員約 5 mの 道路 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 5号道路) 注) 前面道路の底地は民地及び官地から構成され、道路とした。 注) 東側は車両の通行が出来ず、行き止まりである。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: あり 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・京都府マルチハザードマップ情報提供システムにおける水害ハザードマップ(洪水浸水想定区域、雨水出水(内水氾濫)浸水実績区域及び高潮浸水実績区域)において浸水想定区域の記載がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載): 昭和46年5月5日 新築 経 過 年 数 : 約 55 年 経済的残存耐用年数 : 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造2階建 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : 塗等 天 井 : 板等 床 : 畳、板等 設 備 : 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 : 特にない
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途: 居宅 間 取 り: (付属資料「建物見取図」参照)
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認の有無を調査したが、見当たらなかった。 ・物件2(建物)について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・物件2(建物)は建蔽率を超過している。 ・空家であり、設備等が直ちに利用可能か否か不明。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	156,000	1.00	31.45	0.95	4,660,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都右京 -6

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $182,000 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/117 = 156,000$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位等 (1.00)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/103 \times 100/112 \times 100/100 = 100/117$

イ 個別格差： 方位等 (1.00)

ウ 地積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	160,000	41.74	0.03	200,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.03 と査定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ (万円未満四捨五入)
1	4,660,000	60%	法定地上権	2,800,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額(円) (万円未満四捨五入)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,660,000	-2,800,000	/	100%	70%	1,300,000
2	200,000	+2,800,000	100%	100%	70%	2,100,000
一括価格(合計)						3,400,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都右京-6)
所 在 : 京都市右京区嵯峨野南浦町22番9
価 格 : 182,000 円/m²
位 置 : 京福嵐山本線「有栖川」駅の 南 方、道路距離約 1 km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 103 m²
供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
接 面 街 路 : 北方 5 m 私道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
準防火地域
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 2,953,300 円
物件2(建物): 436,100 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

1 所 在 京都市右京区梅津開キ町
地 番 15番18
地 目 宅地
地 積 31.45平方メートル

2 (一棟の建物の表示)

所 在 京都市右京区梅津開キ町 15番地17、15番地18、15番地19
構 造 木造瓦・スレート葺2階建
床 面 積 1階 101.98平方メートル
2階 73.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 開キ町 15番18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 21.59平方メートル
2階 16.84平方メートル



